

食品等流通合理化緊急対策事業

趣旨

公益財団法人食品等流通合理化促進機構は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく認定食品等流通合理化事業において、リース契約等により業務の「共同化」「近代化」に必要な設備や機器を導入する場合、通常のリース契約等の場合と比べて経費の負担が軽減される支援事業を行っています。

事業の概要

対象者

食品流通業の団体及びその組合員

（団体及び組合員による食品販売に係る業務の一部「共同化」が要件であることから、団体による申請が必要）

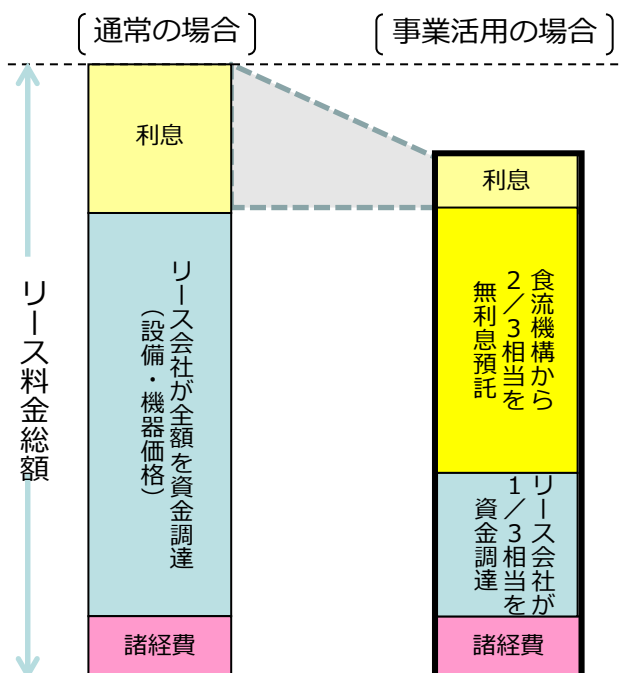
対象設備・機器（※新技術を活用したものであること等の要件があります。）

- ① 情報処理関連
電子商取引、POSレジ等情報処理システム
- ② 物流関連
冷蔵車、冷凍車、移動販売車、電動フォークリフト、電動ターレ等
- ③ 多温度帯管理関連
冷蔵・冷凍ショーケース、冷蔵・冷凍庫等
- ④ 省エネ関連
高効率ヒートポンプ、高効率照明（LED照明）等
- ⑤ 廃棄物処理関連
食品廃棄物リサイクル（飼料化、堆肥化）設備等



事業のメリット

リース料における利息の2/3相当額を軽減



導入の事例

① 一般社団法人A協会

協会及び各会員が青果流通における青果物流コード及び電算処理を共同化し、業務の効率化を図るため、情報処理機器（サーバー・クライアント端末及びソフトウェア）等を導入

② 一般社団法人B協会

協会及び各会員が、食品販売業務におけるPOS情報等の共有化のための情報処理設備を導入するとともに、各会員が食品の品質管理の適確化・効率化を図るため、冷蔵車、冷凍車、電動フォークリフト等を導入